

平成30年度ふらっと・西京に係る企画・運営等業務プロポーザル審査要領

第1条 趣旨

この要領は、平成30年度ふらっと・西京に係る企画・運営等業務受託者選定要項第8条に定める審査方法等につき、必要な事項を定める。

第2条 審査者

審査者は、西京区役所地域力推進室長、総務・防災課長、まちづくり推進課長、企画係長及び洛西支所総務・防災課長並びに西京区役所担当まちづくりアドバイザーとする。

第3条 審査基準

審査者は、以下の審査基準に従い100点満点による採点を行う。

評価項目	評価のポイント	配点
実現性	提案内容は計画的で実現性が高いか	30点
独創性・アイデア	ふらっと・西京を充実させるための独創性や新たなアイデアが盛り込まれているか。	30点
実施体制	業務を実施するために必要な人員が確保されているか	20点
効果	費用に対する効果(実施回数等)が高いか	10点
見積金額	見積金額に応じて配点を行う	10点
合計得点		100点

第4条 審査方法

審査方法は次のとおりとする。

- (1) 審査は、西京区役所が開催する審査会において、審査者によって行う。
- (2) 審査者は、応募者から提出された提案書及び委託業務見積書について、前条の審査基準に基づき各評価項目ごとに5段階で評価を行う。
- (3) 各項目の点数は、審査委員の評価に応じてそれぞれの項目の配点を配分したものとする。
- (4) 各項目の合計点数の平均が60点以上であることを前提条件とし、審査の結果、最高得点を獲得した者を受託候補者として選定する。平均点が同じ者が複数ある場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者として選定する。ただし、平均点及び見積金額について同じ者が2者以上となった場合は、審査会にて協議のうえ、1者を受託候補者として選定する。なお、応募者が1者の場合においてもプロポーザルは成立する。
- (5) 審査者は、審査結果を西京区長（以下、「区長」という。）に提出する。

第5条 決定

区長は、前条による審査の結果を踏まえ、受託者を決定する。

第6条 補則

この要領の施行に関し、必要な事項は、区長が定める。

この要領は、平成30年4月2日から施行する。